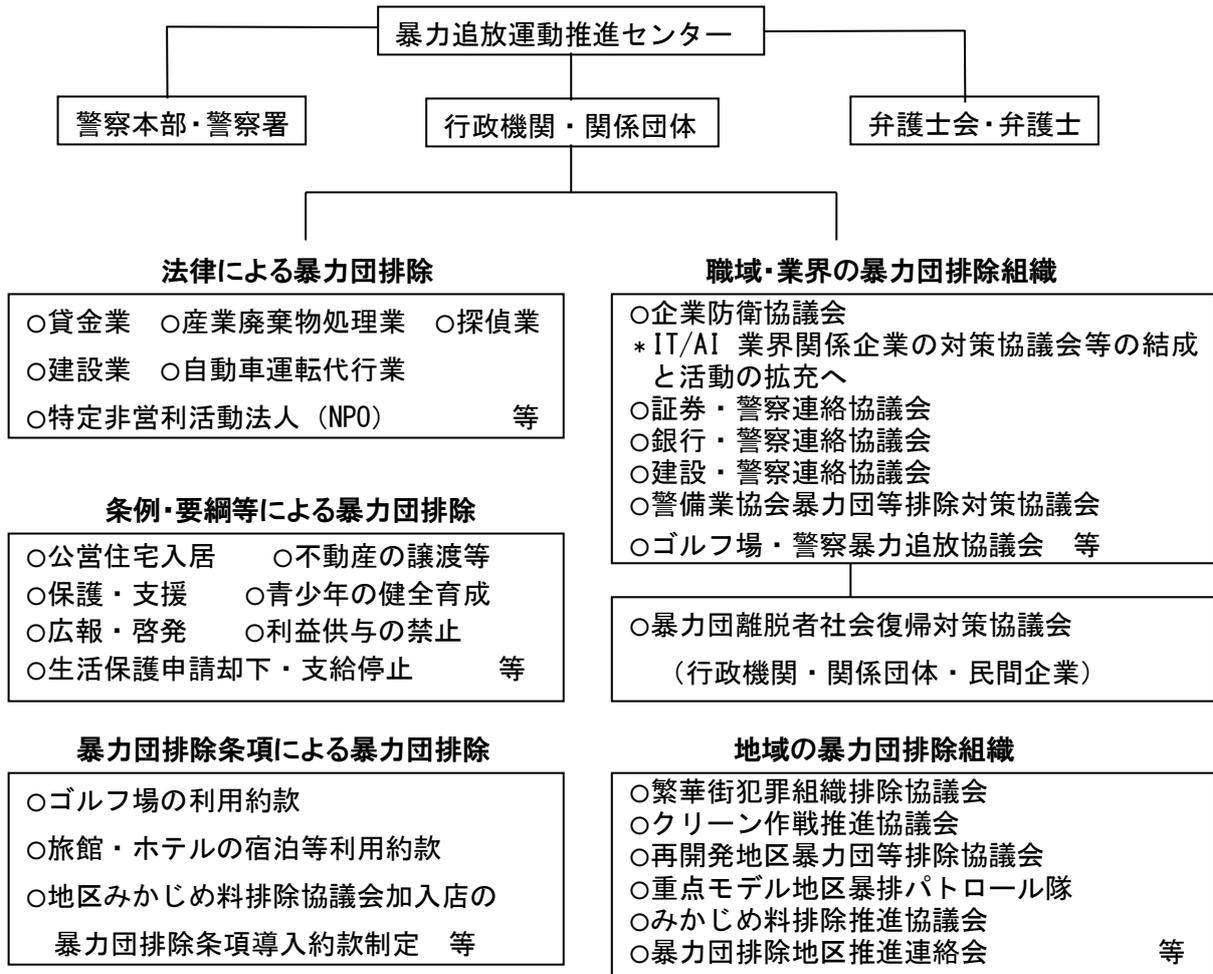


暴力団等反社会的勢力排除の取組み例



注1 「平成 19 年警察白書」の警告

暴力団の資金獲得活動は、我が国の経済社会活動の根本を浸蝕しかねない病理・・・放置すれば、我が国経済活動の健全性を損ない、いずれは我が国全体の利益が侵奪されることになりかねない。

注2 「政府指針」(平成 19 年 6 月制定)～抜粋

「反社会的勢力による被害を防止するための基本原則」

1. 組織としての対応
2. 外部専門機関との連携
3. **取引を含めた一切の関係遮断**
4. 有事における民事と刑事の法的対応
5. 裏取引や資金提供の禁止

「平素からの対応」

1. **契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入する**
2. 外部専門機関の連絡先や担当者を確認し、平素から担当者同士で意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築する
3. 暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会、各種の暴力団排除協議会等が行う地域や職域の暴力団排除活動に参加する。

注3 暴力団排除条例(平成 23 年 10 月迄に全国の全都道府県に施行)～義務・制裁

「契約締結時の確認義務」(暴力団関係者でないことを確認する)

「暴力団排除条項導入義務」(暴力団関係者の無催告解除、関連契約の解除等の特約)